平成２８年（フ）第２７９号
熊本市中央区万町１丁目23番地　ＯＳガーデン305、前住所熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字下野78番地１　下野団地114号
債務者　寺岡　正喜
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２１８号
大分市大在北１丁目14番27号（フレグランス辰巳102）
債務者　平野　哲生
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２２１号
宮崎市丸島町４番７号　第７シャトーモリオカ901号、住民票上の住所宮崎市丸島町４番３号　第６シャトーモリオカ705号
債務者　竹下　一樹
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２５号
鹿児島県鹿児島市西伊敷７丁目13番10号（花野荘203号）
債務者　前田　利彦
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２２８号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目５番52―41号
債務者　脇田　克志
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２２９号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目５番52―41号
債務者　脇田　葉子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２３２号
鹿児島県鹿児島市堀江町９番15号（エクセル堀江101号）
債務者　池田　善子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２１８号
沖縄県浦添市西原２丁目23番13―302号　宮里荘
債務者　伊志嶺　均
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第５９号
岩手県北上市上野町３丁目21番７号　カレー屋九兵衛、旧住所岩手県北上市上野町２丁目14番１号
債務者　佐藤きさ子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１５５号
兵庫県伊丹市柏木町１丁目118番地
債務者　武井　恒雄
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
奈良県北葛城郡上牧町服部台４丁目７番406号、前住所奈良県北葛城郡上牧町米山台６丁目１番20号
債務者　泉　　忠義
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
奈良県大和高田市曙町19番14号
債務者　佐久間千鶴
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
奈良県香芝市逢坂６丁目254番地８、前住所東京都新宿区左門町19番地１
債務者　千田　綾子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
島根県浜田市長浜町1117番地４
債務者　石倉　泰彦
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第１２７号
徳島県徳島市住吉４丁目２番４―108号　シティメゾンフェニックス住吉、旧住所徳島県徳島市西須賀町西開２番地の40　上田マンション202号
債務者　矢部　公一
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８９号
宮崎県延岡市平原町１丁目266番地３
債務者　黒木　笑子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部